

契約番号	第2024000983号
------	--------------

業務委託名	こおりやま公民協奏エリアプラットフォーム電動キックボード社会実験業務委託
-------	--------------------------------------

質 問 事 項

【質問①】

7 業務内容

(3) 運用する電動キックボードの仕様等

イ ジオフェンシングにより、危険箇所や走行禁止箇所への立入りや道路交通法違反等を未然に防ぐ機能を有していること（車両を遠隔システム制御で停止又は減速する機能）。 について

道路交通法施行規則、「第一条の二の二（特定小型原動機付自転車の大きさ等）」の「二のハ」に、構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。

と記載をされており、走行中の最高速度の変更については法令違反とされております。

仕様書の記載だと、ジオフェンシングを搭載し、走行中の最高速度の変更ができることが必須であると読み取れてしまうため、記載の変更が必要かと考えております。

ジオフェンシング機能は有していませんが、他の交通主体から見た従うべき交通ルールの明確性とその運転に必要となる運転技能の観点から、最高速度表示灯の点灯(20キロ毎時)・点滅(6キロ毎時)を搭載している機体を有する事業者の参加は可能でしょうか。

【質問②】

エ 入札時点で政府認定の公道での実証実験実績が2年以上あり、かつ乗車総回数が100,000回を超えていること。 オ 導入予定機体の過去1年間の運用実績において、次を満たしていること。（実績資料提出） について

運営実績について、運営サービスではなく、導入予定機体とされている意図についてご教示ください。

2年以上の実証実験実績の乗車総回数が10万を超えているサービスの中で、導入予定機体が過去1年間の運用実績の(ア)(イ)(ウ)を満たしていることが条件とお見受けしますが、この場合、例えば導入予定機体が1年未満の比較的新しい機体にて運用しようとする場合、要件を満たさないという認識(1年間の運用実績がないため)でよろしかったでしょうか。

また今後サービス提供事業者の増加や、サービス展開都市の規模感によって検挙・事故件数等の絶対数に事業者毎で差異が生まれることが予測されます。

今回の実証実験以降、過去1年間の運用実績の(ア)(イ)(ウ)の基準について変更予定はございますでしょうか。

回 答 事 項

【質問①】

本社会実験の仕様書には、道路交通法施行規則に定める「走行中に当該最高の速度の設定を変更する」ことは記載しておらず、最高速度ではなく走行速度の制御を求める趣旨で記載しております。

また、仕様書 7業務内容 (4) 社会実験に係る運用支援 オ 運用支援 (ア) のとおり、市内の一部エリアを運用区域とし、運用区域内の大型商業施設や公園の敷地内等を走行禁止区域として走行できないよう設定していただく想定であるため、ジオフェンシング機能を有していない機体での参加は不可とさせていただきます。

【質問②】

本業務は期間を限定した社会実験であり、特定の運営サービスの導入を前提としたものではないことから、安全性確保を第一として、運用実績があり、一定の安全性が確認されている機体での実施を想定しております。

そのため、1年未満の新しい機体は要件を満たさないものとし、本社会実験において、仕様書7業務内容(3)運用する電動キックボードの仕様等 オ(ア) (イ) (ウ)の基準を変更する予定はありません。

なお、来年度以降の社会実験については未定です。